

三井住友海上火災保険株式会社

広報部 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9  
TEL: 03-3259-3111(代表)  
www.ms-ins.com

2023年6月30日

## 個別避難計画に基づく避難支援活動をサポートする保険の販売開始

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：船曳 真一郎）は、7月から、市区町村が作成する個別避難計画に基づく住民の避難支援活動をサポートする保険を販売します。当社は、災害時における自助・共助・公助を促進して被害軽減につなげるとともに、誰一人取り残さない社会の実現に貢献していきます。

### 1. 背景

東日本大震災では、高齢者や障がいのある方等、自ら避難行動を取ることが難しい要支援者<sup>※1</sup>の逃げ遅れによる被害が多数発生したため、迅速かつ的確な住民避難が大きな社会課題として顕在化しました。

その後、2021年5月に「災害対策基本法」が改正され、要支援者の情報や避難方法等をまとめる「個別避難計画の作成」が市区町村の努力義務となりました。

広域で緊急的な避難活動を要する災害時における要支援者の避難には、近隣住民の方々による支援が欠かせません。しかし、支援者<sup>※2</sup>にとっては、災害時の不慣れな支援活動により要支援者にケガを負わせることへの不安が大きく、支援者の確保が進まない等の課題により、個別避難計画を策定済の市区町村数は137（7.9%）<sup>※3</sup>に留まっています。

こうした状況下、当社は災害時における支援者・要支援者の不安軽減や支援者の確保、地域における互助のコミュニティ形成への貢献を目的として、本保険を開発しました。

※1：災害時に一人では避難することが困難な高齢者や障がい者等、市区町村ごとに作成している避難行動要支援者名簿に記載された方をいいます。（個別避難計画を作成済の要支援者個人）

※2：要支援者に対する避難支援、安否確認等の要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を行う方で、個別避難計画に定められた方をいいます。（個別避難計画に掲載された避難支援等関係者個人等）

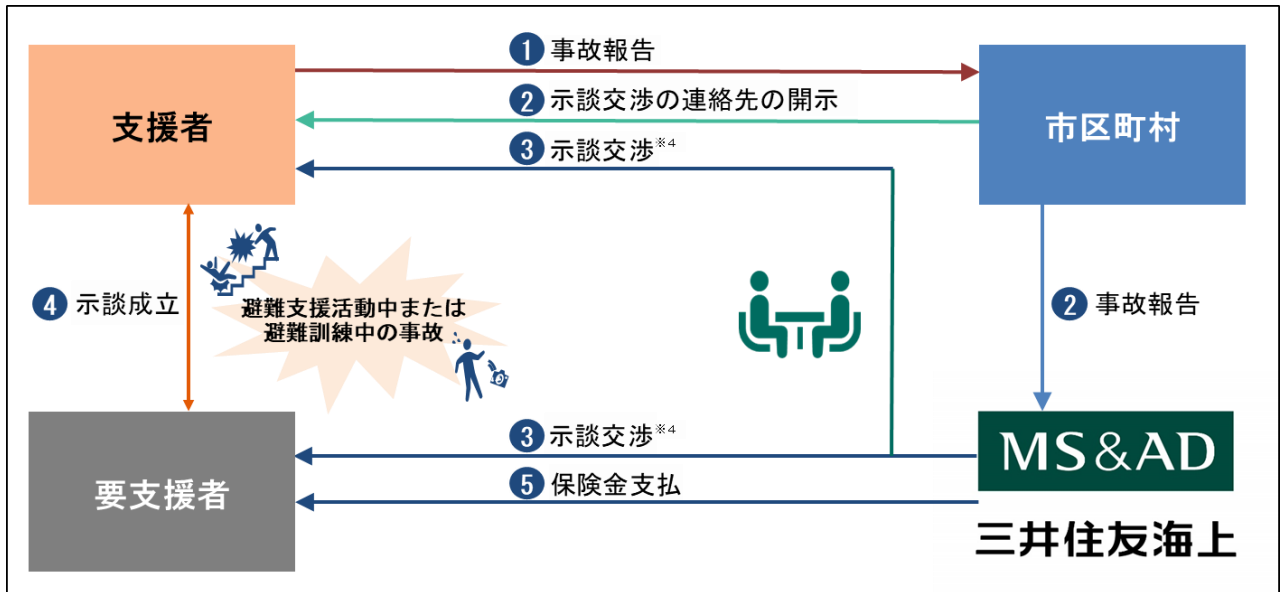
※3：出典（[避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果](#)）

### 2. 商品概要

避難誘導中に支援者が誘導を誤った結果として要支援者がケガを負った場合など、個別避難計画に基づく避難支援活動中に発生した事故を補償します。このほかに当社は、避難支援活動中の支援者・要支援者のケガに対する補償規定を盛り込んだ個別避難計画の作成を支援します。

保険契約者	市区町村
補償の対象	個別避難計画において事前に登録された支援者
補償内容	災害時における避難支援活動中または避難訓練中の事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、支援者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償
保険金額	1億円

<補償イメージ図>



※4：事故が発生した際には、専門の担当者が示談交渉に対応します。なお、賠償責任が発生しない場合には、示談交渉を実施できません。また、示談交渉を引き受けた場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じて支援者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

以上